

マイナンバーカードの保険証利用登録解除申請について

(1) 資格確認書の交付について

有効な保険証または資格確認書をお持ちでない方には、マイナンバーカードの健康保険証利用登録（以下「マイナンバーカードの健康保険証利用登録」について「利用登録」と記載）の解除申請書を届出した際に、窓口にて資格確認書を交付いたします。

今後、医療機関・薬局を受診される際には交付された資格確認書をご持参ください。

※令和7年7月31日までは暫定的な運用として利用登録状況にかかわらず、有効な保険証または資格確認書をお持ちでない方（券面情報の変更や紛失等を含む）には資格確認書を交付します。そのため、上記内容は基本的には令和7年8月以降の対応となります。

(2) 利用登録が解除される時期について

利用登録解除申請後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、1～2か月程度時間がかかる場合があります。

(3) 利用登録の解除状況の確認について

利用登録の解除が完了された旨を徳島市からご連絡することはありません。ご自身で解除状況を確認される場合には、マイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」から、利用登録が解除されたことをご確認いただけるほか、実際に医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用しようとした際に、利用ができなくなっていれば解除されているとご判断いただけます。

(4) 再度の利用登録の手続きについて

利用登録が解除された後でも、再度利用登録の手続きを行うことは可能です。利用登録の手続きは、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、徳島市役所 保険年金課の窓口や医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーからも行うことができます。

(5) 利用登録が解除される前に別の医療保険者等に新たに加入した場合

徳島県の後期高齢者医療に加入している間に利用登録の解除申請を行い、解除が完了するまでの間（最長で申請から翌々月末までの間）に県外への転出等で徳島県の後期高齢者医療の資格を喪失し、別の都道府県の後期高齢者医療等に新たに加入した場合、新たな医療保険者等にて利用登録の解除情報が確認できるまでに通常よりも長い期間が必要となる場合があります。

この場合、新たな医療保険者等にて資格確認書が切れ目なく交付されない可能性がありますので、新たな医療保険者等への加入手続きをされる際などに、ご自身が徳島県の後期高齢者医療に加入していた期間に利用登録の解除申請を行った旨を伝えるとともに、資格確認書の交付申請を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

◎お問い合わせ先

徳島市 健康福祉部 保険年金課 国保係 ☎ (088) - 621 - 5157